

(健Ⅱ408F)

令和3年11月19日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び
個別接種促進のための支援事業の請求等について

今般、厚生労働省より、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取り扱いについて」（別添1）において、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用上乗せの期間を令和4年9月末まで延長する旨が示され、個別接種促進のための支援事業については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について」（別添2）において、当面の間継続する旨が示されました。

また、12月1日以降の時間外・休日の接種については、令和3年11月8日付「新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」（健Ⅱ387F）をもって、接種費用と一体的に請求する旨をお知らせしたところです。

については、令和3年8月13日付「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について（その2）」（健Ⅱ254F）（健Ⅰ119）において示された時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書の様式等について、下記のとおり所要の変更が行われた旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、請求書及び実績報告書のExcelデータ等関連資料は、本会ホームページに掲載しています。https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関等に対する情報提供について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

○令和3年12月1日以降に新様式の予診票を用いて行った接種に係る時間外・休日加算については、V-SYSを活用して請求する接種費用と一体的に請求することとなった（参考：令和3年11月8日付「新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」（健Ⅱ387F））ことから、個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書から、時間外・休日の接種に係る項目を取り除いた。

令和3年12月1日以降の個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書

- ・別紙1-1（12月・1月）診療所用
- ・別紙1-2（2月・3月）診療所用
- ・別紙1-3（12月・1月）病院用
- ・別紙1-4（2月・3月）病院用

○令和3年12月1日以降、医療機関等において旧様式の予診票を用いて費用請求する場合には、接種費用はV-SYSを活用して請求し、時間外・休日加算分は接種費用の請求とは別に実績報告書（別紙2）をもって請求することとなる。

（参考：令和3年6月24付「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（健Ⅱ174F））

令和3年12月1日以降に旧様式の予診票を用いた時間外・休日接種分の実績報告書

- ・別紙2

○また、10月・11月期の時間外・休日加算分及び個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書（別紙3-1、3-2）が示された。

10・11月期の接種に係る時間外・休日加算分及び個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書

- ・別紙3-1（10月・11月）診療所用
- ・別紙3-2（10月・11月）病院用

○令和3年12月1日接種分からの接種費用及び時間外・休日加算分の費用請求先等

被接種者	請求先	請求費用	提出書類
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	市区町村	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票等
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	国保連合会	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票等

※旧様式の予診票を用いた費用請求の場合、接種費用は上記表のとおりだが、時間外・休日加算分は医療機関等が所在する市町村に請求する。

別添1：「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取り扱いについて」（令和3年11月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

別添2：「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について」（令和3年11月17日付厚生労働省医政局医療経理室・健康局健康課予防接種室・健康局結核感染症課事務連絡）

事務連絡
令和3年11月17日

各 〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための
支援事業の請求について（その3）

今般、令和3年11月17日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」において、時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の加算期間を令和4年9月末まで延長する旨お示しし、また、令和3年11月4日付け事務連絡「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」において、12月1日から新様式の予診票を使用し、それ以降の時間外・休日の接種については、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求するようお示ししました。

また、令和3年11月17日付け事務連絡「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について」においても、個別接種促進のための支援事業を当面の間継続する旨をお示ししました。

については、令和3年8月12日付け事務連絡でお示ししていた時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書の様式等についても下記のとおり所要の変更を行いましたのでお示しします。

また、管内医療機関へ周知していただくとともに、各都道府県及び市町村においては、医療機関からの費用請求へのご対応をよろしくお願いします。

記

- 「新型コロナワクチン接種に係る費用請求及び1、2回目用予診票の変更について」（令和3年11月4日付け事務連絡）にてお示ししたとおり、令和3年12月1日以降に新様式の予診票を用いて行った接種に係る時間外・休日加算については、

V－S Y Sを活用して請求する接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなったことから、従前にお示ししていた個別接種促進のための支援事業の請求にかかる実績報告書（令和3年8月12日付け事務連絡様式2）から、時間外・休日の接種に係る項目を取り除き、別紙1のとおりお示しします。

- ただし、令和3年12月1日以降も、医療機関等においてやむを得ない理由等により、旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は、接種費用はV－S Y Sを活用して請求する一方、時間外・休日加算分は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和3年6月23日付け事務連絡）で示した方法となり、接種費用の請求とは別に行うこととなります。その際の、時間外・休日加算分の実績報告書として別紙2をお示しします。
- また、10月・11月期にかかる実績報告書の様式を別紙3のとおりお示しします。11月30日までの時間外・休日加算分の費用については、本様式をご参考にご請求ください。

※ 時間外・休日加算分の費用請求の時期については、全国知事会と公益社団法人日本医師会との間で交わした「新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書」（令和3年2月12日付け締結、同年6月25日付け変更契約締結）の第6条第12項において、令和3年6月23日付け事務連絡「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて」で定義する適用期間ごとに請求するよう定めておりますが（別途の取り決めを行った場合を除く。）、今後、12月1日以降においては、実施した月ごとに請求するよう当該契約書が一部変更される予定です。）

（参考）

○令和3年12月接種分からの、医療機関等の費用請求先等は以下のとおり。

被接種者	請求先	請求費用	提出書類
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	市区町村	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券一体型予診票等
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	国保連合会	接種費用 時間外・休日加算	請求総括書 市区町村別請求書 接種券一体型予診票等

※旧様式の予診票を用いて費用請求する場合、接種費用は上記表のとおりであるが、時間外・休日加算分は別紙2等を用いて医療機関等が所在する市町村に請求する。

事務連絡
令和3年11月17日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の取扱いについて

標記について、令和3年6月23日付け事務連絡（令和3年7月29日一部改正）にて「接種費用の上乗せ」に係る取扱いについてお示ししているところですが、今般、別添新旧対照表のとおり改正しましたのでお知らせします。

つきましては、当該取扱いについてご留意いただくとともに、関係機関等への周知方よろしくをお願いします。

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日～令和3年7月31日・令和3年8月1日～令和3年10月2日・令和3年10月3日～令和3年<u>11月30日</u>・令和3年12月1日～令和4年9月30日 <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">接種費用の上乗せについて</p> <p>○時間外等加算相当分 (略)</p> <p>○適用期間</p> <ul style="list-style-type: none">・令和3年4月1日～令和3年7月31日・令和3年8月1日～令和3年10月2日・令和3年10月3日～令和3年<u>12月4日</u> <p>○休日の定義 (略)</p> <p>○時間外の定義 (略)</p>

(改正後全文)

一部改正 令和3年11月17日

一部改正 令和3年7月29日

令和3年6月23日

別紙

接種費用の上乗せについて

○時間外等加算相当分

・時間外 730円 (2,070円 → 2,800円)

・休日 2,130円 (2,070円 → 4,200円)

※それぞれ税別単価であり、支払う際には税込み価格とする。

○適用期間

・令和3年4月1日～令和3年7月31日

・令和3年8月1日～令和3年10月2日

・令和3年10月3日～令和3年11月30日

・令和3年12月1日～令和4年9月30日

○休日の定義

・日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日

※ 上記以外で平素から当該医療機関が定めている診療時間において、終日、診療時間が割り当てられていない日も休日とする。なお、自治体が設置する接種会場については、土曜日は通常休日とされていることを踏まえ休日とする。

※ 上記に診療時間を割り当てている医療機関においても、終日休日とする。

○時間外の定義

休日以外の日で、平素から該当医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間

事務連絡
令和3年11月17日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省健康局結核感染症課

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）
の新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業の継続について

平素より令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）につき
ご協力頂きお礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンについては、令和3年12月1日から、希望する方に対
して追加接種（3回目接種）を行うこととなっているところ、新型コロナウイルス感
染症緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る事業につ
いて、今後の予定を下記のとおりお示しします。

※ かぎ括弧の記載は「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療
分）実施要綱」からの引用となります。

記

1. 「（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」について

現在、「エ 留意事項」において「（ウ）令和3年11月までの期間中に行われる派遣
を対象にする。」とお示ししているところ、「（9）時間外・休日のワクチン接種会
場への医療従事者派遣事業」については、今後の追加接種においても当面の間継続し

て実施します。実施要綱については追って改正します。

2. 「(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」について

「ウ 内容」に記載の各支援について以下のとおりとします。

(1) 「(ア) 大規模接種会場の設置等」について

都道府県による新型コロナウイルスワクチンの接種会場の設置、運営にかかる支援については、追加接種においても当面の間継続して実施します。

(2) 「(イ) 個別接種促進のための支援」について

個別接種促進のための支援については、12月以降も当面の間、継続して実施します。なお、週100回以上もしくは150回以上の接種を4週間以上行った場合と特別な接種体制を確保した場合の支援の期間については、差し当たって、「12月・1月」として12月5日から2月5日まで、「2月・3月」として2月6日から3月31日までを予定しています。実施要綱については追って改正します。

(3) 「(ウ) 職域接種促進のための支援」について

職域接種促進のための支援については、追加接種においても当面の間継続して実施します。

以上